毎週月.水. 金曜日発行



第 4556 号

目 次	
告 示	
○休猟区の指定	1
○特例休猟区の指定	2
○特定猟具使用禁止区域の指定	3
○鳥獣保護区の存続期間の更新	5
公告	
○落札者等の公示	7
○都市計画の変更案の縦覧	8
○開発行為の工事完了	9
○令和2年富山県准看護師試験の実施	10
正誤	
○令和元年5月8日付け富山県告示第227号	11

vvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvvv

富山県告示第431号

休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第 34条第1項の規定により次のとおり休猟区を指定するので、同条第3項の規定によ り公示し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月18日

富山県知事 石 井 隆

名称	区域	存続期間
神通川東休猟区	別紙図面に表示する	令和元年11月1日から
	区域	令和4年10月31日まで
洞山休猟区	同上	同上
中田休猟区	同上	同上

速川休猟区	同上	同上
南山田休猟区	同上	同上
横山休猟区	同上	同上
臼中休猟区	同上	同上

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第432号

特例休猟区の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第14条第1項の規定により、次のとおり第二種特定鳥獣に関し、捕獲等をすることができる区域を指定するので、同条第4項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

名称	区域	存続期間	第二種特定鳥獣の種類
神通川東休猟区	別紙図面に表	令和元年11月1日から	イノシシ
仲趙川泉怀佩区	示する区域	令和4年10月31日まで	ニホンジカ
洞山休猟区	同上	同上	同上
中田休猟区	同上	同上	同上
速川休猟区	同上	同上	同上
南山田休猟区	同上	同上	同上
横山休猟区	同上	同上	同上
臼中休猟区	同上	同上	同上

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振

興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山 県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第433号

特定猟具使用禁止区域の指定について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第 35条第1項の規定により次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定するので、同条第 12項において準用する同法第34条第3項の規定により公示し、令和元年11月1日か ら施行する。

令和元年10月18日

富山県知事 石 井 隆

			1
名称	区域	存続期間	禁止に係る特定
7E 777	匹墩	<u> </u>	
水橋大正池田舘特定猟	別紙図面に表示す	令和元年11月1日から	銃器
具使用禁止区域	る区域	令和4年10月31日まで	
水橋開発特定猟具使用	同上	同上	同上
禁止区域			
大沢野特定猟具使用禁	同上	同上	同上
止区域			
舟倉特定猟具使用禁止	同上	同上	同上
区域			
上滝特定猟具使用禁止	同上	同上	同上
区域			
八尾井田特定猟具使用	同上	同上	同上
禁止区域			
神通深谷特定猟具使用	同上	同上	同上
禁止区域			

千里特定猟具使用禁止	同 F	同上	同上
区域	1.4.11.	1,411	1.422
古里特定猟具使用禁止	 同 ト	同上	同上
区域	, , , , ,	1, 1	1. 1.
高岡特定猟具使用禁止		同上	同上
区域	,		, , , , ,
魚津特定猟具使用禁止		同上	同上
区域	, ,		,
氷見特定猟具使用禁止	同上	同上	同上
区域			
滑川特定猟具使用禁止	同上	同上	同上
区域			
宇奈月特定猟具使用禁	同上	同上	同上
止区域			
砺波特定猟具使用禁止	同上	同上	同上
区域			
庄川中部特定猟具使用	同上	同上	同上
禁止区域			
津沢特定猟具使用禁止	同上	同上	同上
区域			
福野中部特定猟具使用	同上	同上	同上
禁止区域			
城端特定猟具使用禁止	同上	同上	同上
区域			
井波特定猟具使用禁止	同上	同上	同上
区域			
福光中部特定猟具使用	同上	同上	同上
禁止区域			
大島·大門特定猟具使	同上	同上	同上
用禁止区域			

上市特定猟具使用禁止	同上	同上	同上
区域			
入善特定猟具使用禁止	同上	同上	同上
区域			
泊特定猟具使用禁止区	同上	同上	同上
域			

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振 興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山 県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

富山県告示第434号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第 28条第7項ただし書の規定により愛本鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条 第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和元年11月1日 から施行する。

令和元年10月18日

富山県知事 石 # 隆

- 1 鳥獣保護区の名称 愛本鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域 別紙図面に表示する区域
- 3 鳥獣保護区の存続期間 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分

身近な野生鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は、黒部市宇奈月町の北部、黒部川右岸に位置し、スギの植林のほかに、アカマツ、ケヤキ、コナラ等の天然林が見られる、また、河川周辺ではススキなどの草原植生が見られる。

これらの環境からして、付近にはキジ、ホオジロ、カワラヒワ等の留鳥のほか、サンショウクイ、コサメビタキ、センダイムシクイ等の夏鳥も渡来し、秋にはツグミ、マヒワ、カシラダカといった冬鳥の越冬地ともなっており、種々の野鳥を見ることができる。

また、当該地区の一部には学校林も含まれ、野鳥観察会が開催されるなど、 児童に鳥獣の愛護を通して、環境教育の場を創出している。

このようなことから、鳥獣保護の普及啓発のため、鳥獣の好適な生息環境である当該地域を引き続き、鳥獣保護区として設定し、鳥獣の保護を図りたい。 (「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山

(自然保護課)

富山県告示第435号

鳥獣保護区の存続期間の更新について

県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定により八乙女山鳥獣保護区の存続期間を更新するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により公示し、令和元年11月1日から施行する。

令和元年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

- 鳥獣保護区の名称
 八乙女山鳥獣保護区
- 2 鳥獣保護区の区域

別紙図面に表示する区域

- 3 鳥獣保護区の存続期間
 - 令和元年11月1日から令和11年10月31日まで
- 4 鳥獣保護区の保護に関する指針
 - (1) 指定区分

森林鳥獣生息地

(2) 指定目的

この区域は南砺市井波町の東南部に位置し、スギ、アカマツをはじめ、天然 林としてコナラ、アカシデ、リョウブといった潅木の種類も豊富にあり、付近 に東大谷等の谷川を容し、鳥獣の好適な生息環境をなしている。

これらのような環境により、この付近一帯はヤマドリをはじめ、ホオジロ、ヒヨドリ、ヤマガラ等の留鳥が多く、夏鳥のサンコウチョウ、ブッポウソウも見られ、秋には、ツグミ、アトリ、カシラダカといった渡り鳥の通過地ともなっており、さらに獣ではリス、タヌキ、テン、ムササビ、ノウサギ等の姿もみられる。

このようなことから、鳥獣の好適な生息環境である当該区域を引き続き鳥獣保護区として設定し鳥獣の保護を図りたい。

(「別紙図面」は省略し、富山県生活環境文化部自然保護課、富山県新川農林振興センター、富山県富山農林振興センター、富山県高岡農林振興センター及び富山県砺波農林振興センターに備え置いて縦覧に供する。)

(自然保護課)

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び富山県病院事業の財務に関する規則(昭和42年富山県規則第15号)第81条において準用する富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年富山県規則第68号)第13条の規

定により次のとおり公示する。

令和元年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 電子カルテ等病院情報システム更新事業 一式
- 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地 富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 令和元年9月12日 4 落札者の氏名及び住所
- 4 落札者の氏名及び住所 富士通株式会社富山支店 富山県富山市新桜町2番21号
- 5 落札金額 1,837,000,000円

3 落札者を決定した日

- 名 契約の相手方を決定した手続総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日 令和元年6月17日

都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により次のとおり都市計画を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市 計画の変更案について、県に意見書を提出することができる。

令和元年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 都市計画の種類及び名称

(種類) 砺波都市計画道路

(名称) 3・4・7号 駅前栄町線

2 都市計画を変更する土地の区域

砺波市杉木字狐川原及び太郎丸字鍋島の各一部

ただし、別紙図面表示のとおり。

- 3 都市計画の変更案の縦覧の期間及び場所
 - (1) 期間

令和元年10月18日から令和元年11月1日まで

(2) 場所

富山県十木部都市計画課

砺波市建設水道部都市整備課

(「別紙図面」は、省略し、3の(2)に掲げる縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第 100号)第29条第1項の規定により許可した開発行 為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和元年10月18日

富山県知事 石 井 隆

開発区域又は工区に	公 共	施設 開発許可を受けた者		けた者
含まれる地域の名称	位置·区域	// /	住 所	氏 名
滑川市上島118番、119番、120番及び513番の一部	同 左	道 路 園 下水道	富山市水橋辻ヶ堂 1275番地の19	有限会社 佐々木
南砺市坪野190番	同 左	道 公 下水道	高岡市駅南3丁目10 番16号	新生開発株 式会社
射水市橋下条1749番 1、 1750番、1751番 2 、1748 番地先及び1749番 1 地先			愛知県名古屋市南区 南野二丁目50番地	星崎運輸株 式会社
砺波市十年明57番2、66番1、82番1、83番1、84番、2003番2及び2003番1の一部			大阪府大阪市中央区 農人橋2丁目1番36 号	大和リース 株式会社

令和2年富山県准看護師試験の実施

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第 203号)第18条の規定により、令和2年 富山県准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則 (昭和26年厚生省令第34号)第19条の規定により告示する。

令和元年10月18日

富山県知事 石 井 隆 一

1 試験日時

令和2年2月13日(木)

午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

富山市新総曲輪2番21号

富山県農協会館

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

4 受験手続

(1) 受験願書の受付期間

令和元年12月2日(月)から同月6日(金)まで

なお、持参による場合は、受付時間を午前8時30分から午後5時15分までとする。郵送による場合は、令和元年12月6日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 受験願書の提出先

〒 930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県厚生部医務課

5 その他

詳細については、富山県厚生部医務課保健看護係 (電話076-444-3220) に問い合わせること。

·············· 正 ·····

令和元年5月8日付け富山県告示第227号「保安林の指定予定について」中 頁 2

行 上から16行目から19行目

- 誤 ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に 係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - <u>ウ</u> 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 正 ア 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
 - イ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

12